



広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
Victim Assistance Center of Hiroshima
公益社団法人 広島被害者支援センター

ニューズレター



〒730-0032 広島市中区立町1番24号有信ビル6F TEL082-245-6667 / FAX082-245-6668 URL: <http://www13.plala.or.jp/vach2-13/>

ごあいさつ



公益社団法人
広島被害者支援センター顧問
広島弁護士会会長
船木 孝 和

広島被害者支援センター並びに会員の皆様、また支援活動員の皆様におかれましては、平素より広島弁護士会の活動にご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成20年12月に施行された被害者参加制度をはじめとして、犯罪被害者支援に弁護士が携わる機会は増えています。「基本的人権の擁護と社会正義の実現」（弁護士法1条）という弁護士の使命に照らし、犯罪被害に遭われた方やそのご家族の権利擁護等のために活動することは、弁護士の重要な職責の一つと考えております。

広島弁護士会と貴センターは、これまで法律相談や被害者の支援活動等、様々な連携を行って参りました。弁護士による犯罪被害者支援活動を結実させるためには関係諸機関との協力関係が不可欠であり、貴センターとの連携の重要性は高まっていると考えております。

ところで、本年9月には、日本弁護士連合会主催の「犯罪被害者支援全国経験交流集会」が広島で開催されます。広島弁護士会は、これを機により一層犯罪被害者支援拡充のために研鑽を重ねて参ります。

今後とも、犯罪被害者の支援活動、犯罪被害の未然防止のため、ともに歩んでまいりたいと思っております。引き続き広島弁護士会の活動へのご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

日曜日電話相談を開設しました。

当センターは、県内唯一の犯罪被害者等早期援助団体として、広島県全域を支援対象として支援活動を行ってまいりました。しかし支援を求める犯罪被害者等は多く、そのニーズも多岐にわたっています。

このたび仕事や学校の都合などで、現状の相談日には相談することができない被害者や遺族の相談に応じることができるよう、第1・第3日曜日（10:00～16:00）にも電話相談を開設しました。

福山での活動員養成講座が開講

広島被害者支援センターの事務局は広島市にあり、活動員の多くは広島市近郊に在住しています。

しかし、当センターの活動が、当初の電話相談のみから裁判の付添等の直接支援に広がる中、福山方面での事件や、福山で開かれる裁判を支援する機会も多くなってきました。

そして、昨年からは福山市で月1回の相談室を開催するに至りました。

こうしたことから、当センターの支援活動員養成講座を、今年は9回目にして初めて福山で開催することとなり、6月24日に入門編の第1回が開かれました。

初めての開催ということもあり、受講生は福山近辺での被害者支援に対して強い熱意を持った方に多くお集まりいただいています。



福山で開催された、支援活動員養成講座「入門編」

初めて福山で開講された、支援活動員養成講座開講式



電話相談 **082-544-1110**

(鑑) 広島被害者支援センター電話相談

相談日 毎週月・水・木・土、第1・第3日曜日 10:00～16:00
(祝休日、8月13日から8月16日、12月28日から1月4日を除く)

広島県犯罪被害者等支援総合窓口

相談電話 **082-513-5255**

広島市犯罪被害者等総合相談窓口

相談専用電話 **082-504-2722**

警察安全相談電話

犯罪被害や防犯に関する相談
082-228-9110
(フッシュ回線は局番なし#9110)

相談は無料です。

相談の内容は、決して漏れることはありません。安心してご相談下さい。

平成26年度総会の開催～25年度事業・決算報告

平成26年度総会を5月27日(火) 午後5時30分から広島市中区の国際ホテルで開催し、平成25年度事業報告及び収支決算及び役員の改選について審議し、いずれも原案通り承認されました。

平成25年度事業報告（概要）

平成25年度も公益社団法人・早期援助団体としての目的を達成するため様々な活動を積極的に推進して参りました。

電話相談は、前年比約26%増加の287件、代理傍聴や付添支援等の直接支援294件を受理し対応致しました。直接支援は、前年に比べ若干減少しておりますが、高水準で推移しております。これは、昨年6月25日東部地区相談室を開設したため東部地区の電話相談60件、面接相談11件、直接支援88件と東部地区の支援活動が多かった事に依るものです。

今後、益々被害者の裁判参加や代理傍聴が増加し、支援センターの社会的責任も重要になると思われます。

広報活動では、11月27日全国被害者支援ネットワーク平井紀夫理事長をお招きして、県立美術館講堂において「犯罪被害者としての私と今後の被害者支援のあり方」と題して講演をいただき、講演後、当センターの山本一隆理事長との対談を実施しました。また、これまでの広報活動に加え「ヤマダ電機・LABI広島」の新聞折り込みチラシへの掲載、宝塚タクシーグループのラッピングタクシー等の広報活動を実施しました。



平成25年度決算報告（概要）

平成25年度も公益法人会計基準に基づいて会計処理を行いました。25年度は、警察職員互助会からの多額の寄付、県の「業務委託費の増額」及び行政機関の支援が広島市の「補助金」に加え呉市、廿日市市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市の7市と海田町、府中町、熊野町の3町に加えて広島県町村会から負担金支援をいただきました。更に預保納付金補助金に共同募金会と連携した社会課題解決プロジェクト募金と多くの支援をいただき事業を拡大することが出来ました。また、平成22年度に事業費の不足から取り崩していた業務運営推進基金の一部を返金積み立てすることができました。

平成26年度事業計画及び収支予算（概要）

平成26年2月25日広島被害者支援センター研修室において、理事会を開催し、平成26年度の事業計画として、日曜日電話相談や東部地区養成講座の開催など相談活動を充実するための事業、新規事業としての情報管理システムの開発、また支援活動員のスキルアップを図るための事業費予算34,473,913円を審議し、原案通り可決承認されました。

《25年度収支決算書（主要科目）》

□収入		(単位：千円) □支出	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
会費収入 (個人・法人・団体の会員1115件)	6,583	事業費 (電話相談、面接、相談活動、支援活動員養成、研修、広報、啓発活動、事務局人件費等、事務所賃料等)	23,895
寄付金収入 (寄付金399件)	9,236	管理費	
補助金等収入	1,120	(電話相談、面接、相談活動、支援活動員養成、研修、広報、啓発活動、事務局人件費等、事務所賃料等)	3,377
事業収入	385	預り金	162
業務委託費	3,360	業務運営推進基金	1,000
預保納付金	9,300	次期繰越金	5,880
その他	231		
前期繰越金	4,099		
計	34,314	計	34,314

補助金・負担金等支援行政機関

広島市、呉市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、広島県町村会

平成26年度 公益社団法人広島被害者支援センター役員名簿

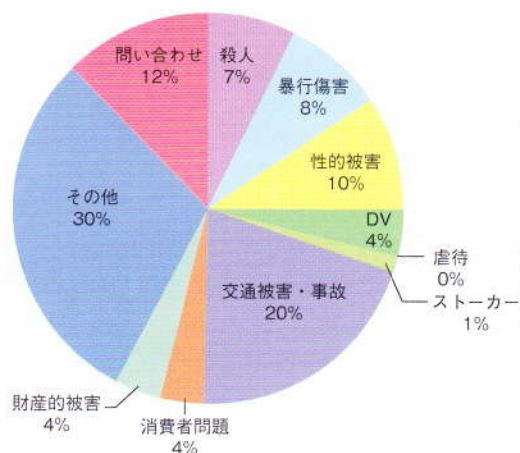
理事長 山本 一隆
副理事長 兒玉 憲一
副理事長 長井 貴義
専務理事 岡野 政義

理事 新 恵里
理事 上田みどり
理事 内野 悌司
理事 大久保隆志

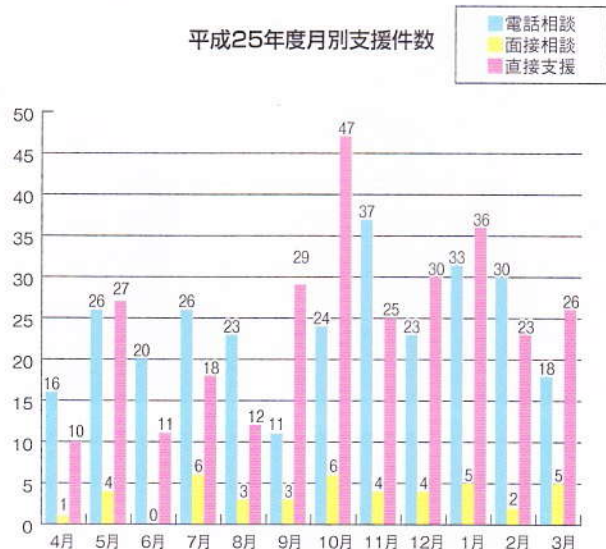
理事 後藤 信行
理事 田中 泉
理事 戸田 慶吾
理事 平 伸二

理事 温泉川梅代
理事 吉村 幸子
監事 今枝 仁
監事 河野 隆

平成25年度電話相談内容



平成25年度月別支援件数



支援活動の推移



委嘱状授与式が行われました

広島被害者支援センターの活動員は、1年間を期限として委嘱しており、再度面接を経たうえで更新が可能となります。

今年も、そうした手続きを経て、従前から継続の活動員と、昨年養成講座を修了した新規の8期生も加えて、3月25日に平成26年度の委嘱状授与式を行いました。

委嘱状の授与は、支援活動員47名と、そのうち経験を積んだ者が認定される犯罪被害相談員11名に対して行われました。

当日は、県警から石井和之被害者支援室長にもご挨拶を賜るなど、3名の方にご出席いただき、センターの理事も6名が出席しました。

授与式終了後は出席者で歓談し、今後の活動に向けての決意を新たにしました。



広島被害者支援センター 設立10周年記念行事のお知らせ

●日 時

平成26年11月25日(火)
14:00~16:30

●場 所

アステールプラザ中ホール

●記念式典

●基調講演

加藤 裕司氏(犯罪被害者遺族)

●アトラクション

県警音楽隊 他

感謝状の贈呈

平成25年度中及び数年間に渡り、当支援センターの活動に理解を示され、支援・協力をいただいた1個人・3企業・2団体に対して、当支援センター山本一隆理事長が感謝状を贈呈しました。

個人名 後藤 信行 様
 企業名 株式会社プローバ 様 株式会社川西 様
 株式会社ヤマダ電機LABI広島 様
 団体名 一般財団法人広島県警察互助会 様
 宝塚タクシーグループ 様



預保納付金の交付及び活用事業

平成25年度から3年計画で実施の預保納付金活用事業で初年度は、「財政基盤を支える事業」「犯罪被害者支援の充実を図る事業」を推進し「事務局体制の強化」「東部地区相談室の開設」「高額寄付金の長期間継続」等に大きな成果をあげることができました。本年度は、初年度事業の更なる充実強化を図るため「福山での支援活動員養成講座の実施」「支援活動員のスキルアップを図るための研修会参加」「企業・団体の賛助会員加入促進」また新規事業として「支援事業の充実を図る情報管理と適切な支援の為にシステム開発」を重点事業として補助金申請したところ10,330,000円の補助金が決定しました。補助金については、事業計画に基づき有効活用し支援の充実に努めます。



編集後記

東部地区の相談室を開設した昨年6月25日以降東部地区における面接相談・直接支援が増加しています。東部地区の事件が急増したというよりも、センターの認知度が上がった為と、これまで東部地区での相談場所が無かった為と思われます。被害者等は、相談場所が無く一人で問題を抱え悩んでいる人が多いのではないのでしょうか。これからも広報活動を充実して広く県民の理解を得ると共に被害者等の相談が行われる体制を強化する必要性を痛感しております。

社会課題解決プロジェクト募金参加について

毎年1月から3月末まで実施される共同募金会主催の社会課題解決プロジェクト募金活動参加も3回目を迎えました。過去2回は、皆様方のご協力により目標金額を大幅に超える募金を集めることが出来ました。3回目の今回は10周年記念行事も計画しており、これまでより100万円多い400万円の目標を立て募金実施しました。募集期間中に県内各企業、団体、個人等305件のご支援をいただき5,345,080円の寄付をいただきました。

去る6月5日この募金の交付式が広島県社会福祉会館で行われ広島県共同募金会池谷公二郎会長からマッチングギフトを加えた6,245,080円が当センターに交付されました。



(編) 広島被害者支援センターをサポートして下さる賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートして下さる会員を募集しています。

1 賛助会員とは センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面での支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。

2 賛助会員の種類と会費 賛助会員(年会費)は、
 個人会員 1口 2,000円
 法人・団体会員 1口 10,000円
 口数に制限はありません。
 その他、寄付も随時受け付けています。

3 振込み先 銀行をご利用の方
 広島銀行県庁支店 口座番号(普通)3007871
 加入者名 社団法人 広島被害者支援センター
 理事長 山本 一隆
 郵便局をご利用の方
 口座番号 01310-6-57119
 加入者名 社団法人 広島被害者支援センター

4 入会していただく 年2回発行予定の「ニュースレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。



本誌は、共同募金会の助成を受けて発行しています。